

## 乗合バス事業者に対する文書警告について

内閣沖縄総合事務局は、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者に対し立入監査を実施したところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告処分を行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 事業者名及び営業所名

事業者名：株式会社 琉球バス交通

営業所名：具志川営業所（うるま市田場1784番地1号）

#### 2. 立入監査の実施日

平成28年12月15日（木）

#### 3. 監査の端緒

平成28年11月18日、（株）琉球バス交通所属の運転者が乗合バスの運行中に、スマートフォンを操作しているとの一般の方からの苦情があり、事実関係を調査したところ、信号待ちで停車した際に早発防止のアラームを設定していた事実が判明したことから、輸送の安全確保状況の確認のため立入監査を実施した。

#### 4. 行政処分等

平成29年1月4日付け、沖縄総合事務局長による文書による警告処分  
確認された違反内容及び違反条項

- ・運転者に対する指導及び監督が不適切であったこと。

（道路運送法第27条第2項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

- 事業用自動車を運転する場合の心構えとして、「公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であること」、「交通事故を惹起した場合、社会に与える影響の大きさ」及び「他の運転者に与える影響が大きいことから、運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命であること」に対し理解させておらず、運転者の理解を深める指導及び監督が適切に図られていなかった。

#### 【お問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局 運輸部監査指導課 高良・友利

直通：098-866-1837 FAX：098-860-2369

〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館5階